

家庭裁判所での「審判分割がある場合」にご用意いただく書類です。

【必要書類】

書類名	備考	確認欄
相続手続依頼書	▶当金庫所定書式（窓口にてお渡しします。） ▶審判書謄本で指定された特定相続人が記入してください。	
家庭裁判所の審判書謄本 及び 審判確定証明書		
特定相続人の印鑑証明書	▶発行日から6か月以内のもの ▶審判書謄本で指定された特定相続人の印鑑証明書	
亡くなられた方の 通帳・証書・キャッシュカード等	▶当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙をご返却ください。	
貸金庫の鍵、カード	▶貸金庫契約があった方	
来店される特定相続人の実印	▶相続手続依頼書等への捺印が必要となります。	
来店される特定相続人の本人確認資料	▶運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等	

➤ 書類関係は原本をご提出ください。当金庫にて原本の写しをとり返却することもできます。

➤ 相続の内容により、別途書類をお願いする場合がございます。

≪**特定相続人とは**≫遺産分割協議、調停分割、審判分割により特定の財産を相続することとなった相続人のこと。

【当金庫所定書式へのご記入について】

当金庫所定書式へのご記入をされる方	確認欄
特定相続人（当金庫書式への署名は、審判で指定された方のみで構いません。）	